

第 1 職業紹介事業の概要

第 1 職業紹介事業の概要

1 職業紹介

(1) 職業紹介の意義

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「法」という。）において、「職業紹介」とは、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立のあっせんをすること」と定義されている。また、「求人者」とは、「対価を支払って自己のために他人の労働力の提供を求めるため、他人を雇用しようとする者」のことをいい、「求職者」とは、「対価を得るために自己の労働力を提供して職業に就くために他人に雇用されようとする者」をいう。なお、「あっせん」とは、「求人者と求職者との間をとりもって雇用関係の成立が円滑に行われるように第三者として世話すること」をいう。

(2) 職業紹介への該当性

イ 自ら求人・求職を受理せず、求人・求職の申込みを勧誘する業務、職業紹介事業者に求人・求職を全数送付する業務のみを行うことは、職業紹介に該当しない。また、職業紹介事業者に対し、求人申込みの意向を持つ求人者がある旨の情報提供を行うことは職業紹介に該当しない。

ロ 求人者に紹介するため求職者を探索した上当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、職業紹介事業に含まれるものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要である。

また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、職業紹介を行う事業は職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要である（職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（平成 11 年労働省告示第 141 号。以下「指針」という。）第 6 の 6）。

(3) 職業紹介事業

①職業紹介事業の役割

職業紹介事業については、無料で勤労権及び職業選択の自由の保障のセーフティネットとしての役割を果たしている政府機関である公共職業安定所（以下「安定所」という。）の職業紹介事業と活力及び創意工夫を活かし労働力需給調整の役割を果たしている民間及び地方公共団体の職業紹介事業とが相まって、効果的な労働力需給調整が行われることが望まれるものである。

②職業紹介を「事業」として行うということ

イ 職業紹介を「事業」として行うこととは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、1 回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性があるが、形式的に繰り返し行われたとしても、すべて受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思を持って行われていなければ、事業性は認められない。

ロ 具体的には、一定の目的と計画に基づいて行われるか否かによって判断され、営利を目的とする場合に限らず、また、他の事業と兼業して行われるか否かを問わないものである。

ハ しかしながら、この判断も一般的な社会通念に則して個別のケースごとに行われるものであり、営利を目的とするか否か、事業として独立性があるか否かが反復継続の意思の判定にとって重要な要素となる。例えば、①職業紹介を行う旨宣伝、広告している場合、②事務所を構え職業紹介を行う旨看板を掲げている場合等については、原則として事業性ありと判断されるものである。

2 職業紹介事業の種類等

(1) 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業は、法第 30 条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて、法第 32 条の 11 に規定する求職者に紹介してはならないとされる職業以外の職業について、労働者保護のルールを踏まえた適正な職業紹介の実施に必要な能力等についての審査を伴う許可制の下で認められているもので

ある。具体的には、無料職業紹介以外の職業紹介を行う事業、すなわち、営利を目的とするか否かにかかわらず、職業紹介に関し、対価を徴収して行う職業紹介事業をいう。

(2) 無料職業紹介事業

無料職業紹介事業を一般の者が行う場合には、法第 33 条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて、また、学校教育法第 1 条の規定による学校、専修学校等の施設の長又は特別の法律により設立された法人のうち一定のもの（以下「学校等」という。）が行う場合には、法第 33 条の 2 又は法第 33 条の 3 の規定により厚生労働大臣に届け出ることにより、無料職業紹介事業を行うことができるものである。なお、地方公共団体は法第 29 条の規定により無料職業紹介事業を行うことができる。法第 33 条の 2 の規定に基づき学校等が行う無料職業紹介事業については「学校の行う無料職業紹介事業取扱要領」に、法第 29 条の規定により地方公共団体が行う無料職業紹介事業については「特定地方公共団体の行う無料の職業紹介事業の業務運営要領」に、それぞれ必要な手続等を記載しているので、適宜参照すること。

無料職業紹介事業とは、職業紹介に関し、営利を目的とするか否かにかかわらず、いかなる名義でも、対価を受けないで行う職業紹介事業をいう。

例えば、会費を徴収している会員事業主に対してのみ料金を徴収せずに職業紹介を行ったり、会員であるか否かにかかわらず料金を徴収せずに職業紹介を行っているが、紹介に伴うサービスの内容について会費を徴収している会員と会員外で差があるようなケースや委託費等を徴収して職業紹介事業を行うケースであって、委託費等の額が紹介実績または雇用関係の成立実績により変動する方法により支払われているものや委託事業の内容が明らかに職業紹介事業のみであると判断できるものについては「有料職業紹介事業」を行っているものと判断されることとなる。

(3) 許可番号

許可に基づく職業紹介事業の事業主について、有料、無料の区分によりそれぞれの事業主に固有の許可番号を設定している。

この許可番号の設定については、都道府県を示す番号（2 桁）、事業の種類を示す記号、事業主の一連番号（6 桁）によって構成され、これらを組み合わせたものをもって許可番号としている。

①有料職業紹介事業の例

「01-ユ-300005」の場合、「01」が都道府県番号（北海道）、「ユ」が業種の種類（有料職業紹介事業）、「300005」が事業主の一連番号となる。

②無料職業紹介事業の例

都道府県番号、事業主の一連番号は有料職業紹介事業と同様であるが、業種の種類を「ム」と表記する。

また、特別の法人が行う届出による無料職業紹介事業（法第 33 条の 3）については、届出受理番号が付与されており、都道府県番号、事業主の一連番号は許可番号と同様であるが、業種の種類については、特別の法人においては「特」と表記される。

なお、これら許可番号等の付与の有無については、都道府県労働局や「人材サービス総合サイト」において確認することができる。

(4) 国外にわたる職業紹介に関する法の適用

国外にわたる職業紹介とは、国外に所在する求人者と国内に所在する求職者との間又は国外に所在する求職者と国内に所在する求人者との間における雇用契約の成立のあっせんを行うことをいう。

法は、他の行政法規と同じく、原則として日本国内で行われる行為に適用されるものであるが、職業紹介については、労働者の保護と国内労働市場の秩序維持を図る観点から規制の必要が高く、さらに、国内に及ぼす影響が非常に大きいところから、当該職業紹介の行為の一部が日本国内で行われる場合については、法の規制が及ぶものである。

第 1 職業紹介事業の概要

3 許可の有効期間

(1) 有料職業紹介事業

新規許可の場合は 3 年、許可の有効期間の更新の場合は 5 年である（法第 32 条の 6）。

(2) 無料職業紹介事業

新規許可の場合及び許可の有効期間の更新の場合ともに 5 年である（法第 33 条）。

4 労働者派遣事業等との区別

(1) 労働者派遣事業

労働者派遣とは、「自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない」ものをいう（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 2 条第 1 号）。

したがって、労働者派遣における派遣元、派遣先及び派遣労働者の三者間の関係は、①派遣元と派遣労働者との間に雇用関係があり、②派遣元と派遣先との間に労働者派遣契約が締結され、この契約に基づき、派遣元が派遣先に労働者を派遣し、③派遣先は派遣元から委託された指揮命令の権限に基づき、派遣労働者を指揮命令するというものである。

なお、労働者派遣事業については、労働者派遣法に基づき許可制で行うこととされている。

(2) 労働者供給事業

労働者供給とは、「供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないもの」をいう（法第 4 条第 8 項）。

したがって、労働者供給における供給元、供給先、供給労働者の三者の関係は、①供給元と供給される労働者との間に支配従属関係があり、②供給元と供給先との間において締結された供給契約に基づき供給元が供給先に労働者を供給し、③供給先は供給契約に基づき労働者を自らの指揮命令（雇用関係を含む）の下に労働に従事させる。または、①供給元と供給される労働者との間に雇用関係があり、②供給元と供給先との間において締結された供給契約に基づき供給元が供給先に労働者を供給し、③供給先は供給契約に基づき労働者を雇用関係の下に労働に従事させるというものである。

なお、労働者供給事業は、法第 44 条及び第 45 条により労働組合等が許可を受けて無料で行うものを除き禁止されている。

(3) 労働者募集

労働者募集とは、「労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となろうとする者に対してその被用者となることを勧誘すること」をいう（法第 4 条第 5 項）。

法においては、労働者募集については当事者間の私的自治に委ねる立場からこれを原則自由に行うことができるとしているが（文書募集及び直接募集）、第三者が介在する委託募集については、労働者保護の観点からその適格性を事前チェックする必要があることから許可制又は届出制としている。

(4) 募集情報等提供事業

イ 募集情報等提供事業の意義

募集情報等提供とは、次に掲げる行為をいう（法第 4 条第 6 項）。

(イ) 労働者の募集を行う者等（労働者の募集を行う者、募集受託者又は職業紹介事業者その他厚生労働省令で定める者（※）（以下「職業紹介事業者等」という。））の依頼を受け、労働者の募集に関する情報を労働者になろうとする者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

（※）募集情報等提供事業を行う者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者をいう（職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号。以下「則」という。）第 4 条第 1 項）。

(ロ) (イ)に掲げるもののほか、労働者の募集に関する情報を、労働者になろうとする者の職業の選択を容易にすることを目的として収集し、労働者になろうとする者等（労働者になろうとする者又

は職業紹介事業者等をいう。)に提供すること。

(ハ) 労働者になろうとする者等の依頼を受け、労働者になろうとする者に関する情報を労働者の募集を行う者、募集受託者又は他の職業紹介事業者等に提供すること。

(ニ) (ハ)に掲げるもののほか、労働者になろうとする者に関する情報を、労働者の募集を行う者の必要とする労働力の確保を容易にすることを目的として収集し、労働者の募集を行う者等に提供すること。

ロ 募集情報等提供と職業紹介の区分

(イ) 次の①から③までのいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織(人工知能関連技術(AI))を活用したものを含む。)により自動的に行われているかどうかにかかわらず、職業紹介事業の許可等が必要である。宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあつせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として職業紹介事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、職業紹介事業の許可等が必要である。

①求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

②求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。

③求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

(ロ) 募集情報等提供と職業紹介の区分の例については、次のとおりとする。

① 「宣伝広告の内容、求人者又は求職者との間の契約内容等の実態から判断して、求人者に求職者を、又は求職者に求人者をあつせんする行為を事業として行うもの」の例

【例1-1】

求人者に求職者からの応募があることを確約するような宣伝広告をする場合は、職業紹介に該当する。

【例1-2】

提供している求人に応募・連絡した時点において、原則として雇用契約が成立するような仕組みを設ける場合は、職業紹介に該当する。

【例1-3】

広告上は募集情報等提供事業であっても、実態として、当該募集情報等提供事業を行う者が、求人者に代わって採用候補者の選定や求人者の判断によらず選考に関するメールの返信等を行っている場合は、職業紹介に該当する。なお、採用以外を目的とした一般的な問い合わせ対応の中で単に求人事業者に関する情報が含まれるだけの場合は、雇用仲介を行っておらず、職業紹介には該当しない。

【例1-4】

求人者に紹介するため求職者を探索した上で当該求職者に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあつせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、求職者が当該勧奨に応じたことをもって求職の申込みがされたとみなし、職業紹介に該当する。求職の申込みはあつせん行為の先後を問うものではない。なお、いわゆるスカウト行為をメールにより行う場合も同様であり、勧奨に応じたことをもって求職の申込みがされたとみなす。

② 「(イ)① 求職者に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。」の例

【例2-1】

全ての求人に関する情報を全ての求職者に対して閲覧可能な状態で提供した上で、メール等の

第1 職業紹介事業の概要

配信によりその一部の求人に関する情報を、一部の求職者にのみ送付することは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

【例2-2】

全ての求職者に関する情報（匿名化されたものを含む。）を全ての求人者に対して閲覧可能な状態で提供した上で、メール等の配信によりその一部の求職者に関する情報を、一部の求人者に対してのみ送付することは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

【例2-3】

会員登録をした求人企業や求職者等の利用者にのみ求人又は求職者に関する情報を提供することは、利用者が、あらかじめ会員登録の有無や会員区分によって提供される情報が異なることについて認識しており、会員登録の有無や会員区分を変更することができる場合には、「当該者の判断により」選別することには該当しない。

【例2-4】

特定の資格を保有している求職者に対してのみ求人に関する情報を配信することを求人者から依頼され、当該依頼に基づき、当該資格を保有している求職者にのみ当該求人に関する情報を提供する（他の求職者は当該求人に関する情報を得ることができない）ことは、「当該者の判断により」選別した提供相手に対してのみ提供を行うことに該当しない。

【例2-5】

求人企業からは、情報提供の方法について特段限定なく依頼があった場合に、事業者が、求人情報や求職者の属性等に基づき情報提供先を検討するようなものは、「当該者の判断により」選別が行われているものと解される。

【例2-6】

求職者が登録した職歴等の内容をもとに、事業者が選別した求人に関する情報のみを当該求職者に提供する（他の求人に関する情報を当該求職者は得ることができない）ことは、「当該者の判断により」選別した情報のみ提供を行うことに該当する。

【例2-7】

公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的の求人や内容が法令に違反する求人に関する情報の提供を取りやめることや、これらの情報の提供を依頼する者に対して求職者に関する情報の提供を行わないことは、「選別した提供相手に対してのみ提供を行うこと」又は「選別した情報のみ提供を行うこと」に該当しない。

- ③ 「(イ)② 求職者に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと。」の例

【例3-1】

掲載開始後一定の期間、求人に関する情報に「新着情報」という見出しを付して全ての求職者に提供することは、「求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当しない。

【例3-2】

求職者に関する情報又は求人に関する情報を求人者又は求職者が検索した場合に、求人者又は求職者の閲覧履歴等に基づき、単に求人者又は求職者によって異なる表示順で求職者に関する情報又は求人に関する情報を提供することは、当該情報に新たに情報を加えているものではないことから「加工し、提供を行うこと」には該当しない。

【例3-3】

給与額に幅がある求人に関する情報について、求職者の登録した情報に応じて「今までの職歴等を踏まえると、月額〇〇万円の給与額で採用される可能性がある」等の文言を付して当該求職者に提供することは、「当該者の判断により提供相手となる求人者又は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当する。

【例3-4】

求職者に関する情報について、一律に匿名化して全ての求人者に提供することは、「求人者又

は求職者に応じて加工し、提供を行うこと」に該当しない。

- ④ 「(イ)③ 求職者と求人者との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。」の例

【例 4－1】

求職者又は求人者に対し、メッセージ機能等により求職者又は求人者が直接連絡をすることができる仕組みを設けることは、「意思疎通に加工を行うこと」に該当しない。

【例 4－2】

求職者が登録した履歴書を当該求職者の応募に基づき送付される仕組みを設けることや、求職者のプロフィール、履歴書等に一般的な記載の添削やアドバイスをすることは、「意思疎通に加工を行うこと」に該当しない。

【例 4－3】

提供された求職者情報をもとに求人者が指定した求職者に対してスカウトメールを送信する際、どの求職者にも共通の定型文によるスカウトメッセージを作成して送信する場合や、求人者から依頼された内容及び求人情報に加えて、形式的な挨拶文や宛名など個別の求人情報や応募の勧奨に関係のない情報を書き込む場合は、「当該者の判断により意思疎通に加工を行うこと」に該当しない。

【例 4－4】

提供された求職者情報をもとに求人者が指定した求職者に対してスカウトメッセージを送信する際、求人者から依頼された内容及び求人情報だけでなく、求職者の登録した情報に応じて「いままでの職歴等を踏まえると、月額〇〇万円の給与額で採用される可能性がある」等の文言を付す場合は、「当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当する。

【例 4－5】

求職者と求人者との間に入って面接の日程調整を行う場合やメッセージ機能等により求職者と求人者が直接連絡をすることができる仕組みを設ける場合に、特定の求職者が優先的に面接や連絡を受けられるようにする等、当該者の判断により意思疎通の到達に先後をつける等の差配をすることは、「当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当する。

【例 4－6】

求人者に代わって求職者の面接を行う際、当該求人者が予め設定した質問に対する当該求職者の回答の趣旨を明確化する範囲を超えて、当該求人者が予め設定していない質問をすることは、「当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当する。

【例 4－7】

求人者に代わって求職者の面接を行い、当該面接を録画又は録音し、やりとりの文字起こしや当該録画データへの日付の付記をしたうえで当該求人者に提供することは、当該面接内容に変更を加えるものでないことから「意思疎通に加工を行うこと」に該当しない。

【例 4－8】

求人者に代わって求職者の面接を行い、当該面接内容を評価して「貴社において採用すべき人材です」等の面接内容を評価する文言とともに当該求人者に提供すること又は当該提供の要否を判断することは、「当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと」に該当する。

(5) 請負事業

請負事業とは、「労働の結果としての作業の完成を目的とする」(民法第 632 条)のものであり、注文主との請負契約に従い、当該事業者が自らの業務として自己の裁量と責任の下に、自己の雇用する当該労働者を直接使用して業務の完成にあたるものである。

したがって、請負においては、注文主と労働者の間に指揮命令関係が生じず、①当該労働者の労働力を当該事業者が自ら直接利用すること、すなわち、当該労働者の作業の遂行について、当該事業主が直接指揮監督の全てを行い、②当該業務を自己の業務として相手方から独立して処理すること、す

第 1 職業紹介事業の概要

なわち、当該業務が当該事業主の業務として、その有する能力に基づき自己の責任の下に処理される必要がある。

なお、請負契約については、当事者間の自由意思により自由に結ぶことが出来る。